

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 57 条第 1 項の規定に基づき、指定検査機関を指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 20 日

東京都知事 小池 百合子

1 指定検査機関の名称・所在地及び代表者の氏名

公益財団法人東京都環境公社

東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号

理事長 高崎 秀之

2 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

東京都全域

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 検査手数料

別表のとおり

4 指定をした年月日及び検査業務の開始予定日

令和 5 年 3 月 20 日

令和 5 年 4 月 1 日

別 表

検 査 手 数 料

人槽別	検査区分	浄化槽法 第7条検査	浄化槽法 第11条検査
5～	10人	13,500円	5,500円
11～	50人	15,500円	8,500円
51～	100人	17,500円	10,500円
101～	200人	19,000円	12,500円
201～	300人	21,000円	14,000円
301～	500人	23,000円	16,000円
501～	1,000人	25,500円	18,500円
1,001～	5,000人	27,500円	20,500円
5,001人以上		29,000円	22,500円